

25生産第458号
平成25年5月10日

東北農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長


主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。



25生産第458号
平成25年5月10日

関東農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。

25生産第458号
平成25年5月10日

北陸農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長


主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。



25生産第458号
平成25年5月10日

東海農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。

25生産第458号
平成25年5月10日

近畿農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。

25生産第458号
平成25年5月10日

中国四国農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。

25生産第458号
平成25年5月10日

九州農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号。以下「法」という。)に基づくほ場審査及び生産物審査(以下「ほ場審査等」という。)については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱(昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知)及び「主要農作物種子制度の運用について」(昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知)において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下都府県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、各都府県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下都府県に対して助言をお願いする。

25生産第458号

平成25年5月10日

沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

主要農作物種子法に基づくほ場審査等に係る事務について

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）において、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）に基づくほ場審査及び生産物審査（以下「ほ場審査等」という。）については、民間事業者への委託ができることを明確化することとされている。

主要農作物種子制度については、これまでも、都道府県の実情に応じた対応ができるよう措置してきたところである。

ほ場審査等についても、法第4条第4項の規定に基づき、都道府県はその職員に審査をさせることとされているが、主要農作物種子制度運用基本要綱（昭和61年12月18日付け61農蚕第6786号農林水産事務次官依命通知）及び「主要農作物種子制度の運用について」（昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知）において、審査事務の効率的な実施に必要な場合には、民間事業者に審査補助員を委嘱することができることとされている。これにより、ほ場審査等における種子生産ほ場の事前審査、生産物審査に係る試料の採集及び調製、発芽率の調査等について、民間事業者に行わせることが可能となっている。

このことについて、管下県に対して貴職から改めて通知願いたい。また、今後とも、審査補助員の委嘱により、ほ場審査等の事務に民間事業者を活用し、県の実情に応じた、効率的な審査事務の実施に努めるよう、管下県に対して助言をお願いする。